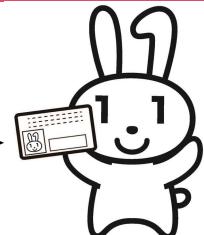


国民健康保険に

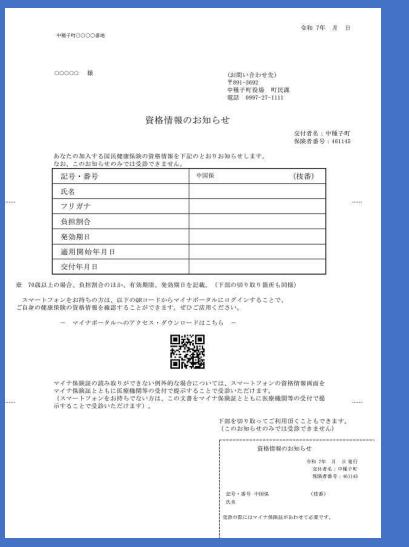
ご加入されている方のお手元の健康保険証の**有効期限**は
令和7年7月31日に満了となります。

届いたお手元の書類をご確認ください。

マイナ保険証をお持ちの方には
資格情報のお知らせが届きます！



資格情報のお知らせ

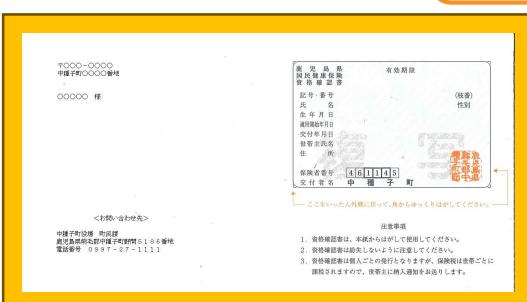


- マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの方に、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。大切に保管してください。
- 資格情報のお知らせが届いた方は、マイナ保険証で医療機関等を受診してください。
- 資格情報のお知らせ単体では受診等できませんが、顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情で医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合に、**マイナ保険証とセットでご提示ください。**



マイナ保険証をお持ちでない方には
資格確認書が届きます！

資格確認書

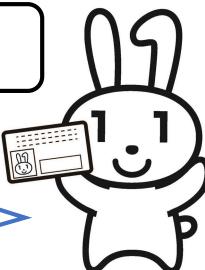


- マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方に、**申請によらず**交付されます。
- 資格確認書を医療機関等の窓口に提示することで、これまでどおり受診等できます。

マイナ保険証をご利用の方も、まだお持ちでない方も これまでどおり医療機関等を ご受診いただけます。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？



ぜひ、そのままお使いください！

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。

また、**ご高齢の方**や、障害をお持ちの方など、**配慮が必要な方**は、町民課国保年金係に**申請することで資格確認書を取得できます**。親族等の法定代理人や介助者等による**代理申請も可能です**。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ 町民課戸籍住民係で申請



STEP2. マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局にある
顔認証付きカードリーダーで行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ 町民課国保年金係で行う
(4桁の暗証番号が必要です)



まずはマイナンバーカードを持っているかご確認ください！



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について



資格確認書
について

